

平成20年度 学校教育の重点

特別支援学校



県の草花「雪割草」(平成20年3月1日指定)

新潟県教育庁義務教育課

重点事項

1 一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動の推進と自己点検・自己評価の実施

幼児児童生徒一人一人のもつ可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加する力をはぐくむことが求められています。

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づいた教育課程を編成し、実施状況を把握した上で、教育活動及び学校運営の改善を図ることが大切です。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

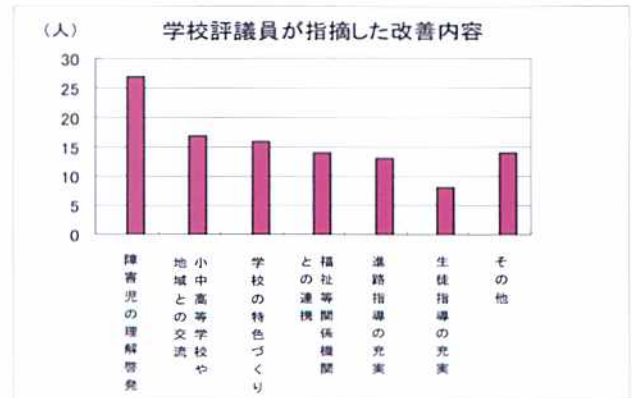
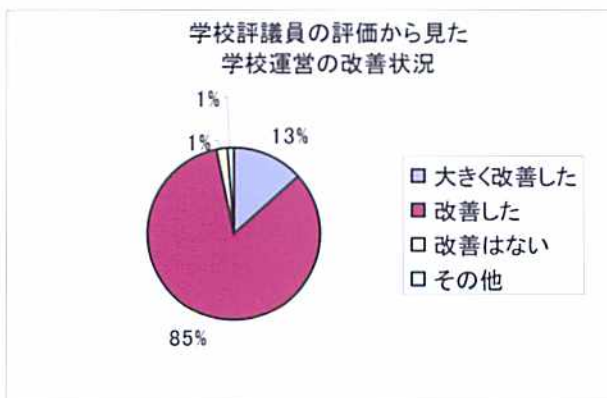
- ・ 「個別の指導計画」を作成して、その活用、評価、改善を的確に行う。
- ・ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、授業研究や事例研究を通して指導方法の改善を図る。
- ・ 関係機関と連携の下、「個別の教育支援計画」を策定し、就学前から卒業後までの一貫した教育支援を推進する。

(2) 主体的な学習を促す指導の充実

- ・ 体験的・問題解決的な学習活動を充実させ、自ら学び自ら考える力の育成を図る。
- ・ 総合的な学習の時間及び生活科では、的確な指導計画の下、交流及び共同学習や情報教育の推進等、創意工夫を生かした実効ある教育活動を展開する。
- ・ 知的障害養護学校高等部においては、学習コースを設定し、個に応じた教育活動を推進する。

(3) 学校評価の着実な実施と学校運営の改善

- ・ 教科等の到達目標と学習状況について自己点検・自己評価し、その結果を基に指導方法や指導計画の改善を進める。
- ・ 自己評価・学校関係者評価の結果を保護者や地域の人々に積極的に公表し、その取組の成果や課題等を説明するとともに、意見を聴取し、教育活動及び学校運営を改善する。



「平成19年度学校評議員実施状況調査」より

2 社会参加する力をはぐくむ教育活動の推進と開かれた学校づくり

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある者となない者とが共に活動する機会を拡大し、就学・就労支援体制を整備するとともに、幼児児童生徒が社会参加する力をはぐくむことが求められています。

そのために、家庭や地域の人々、地域の小・中・高等学校、医療・福祉・労働等の関係機関との連携を密にして課題解決に取り組むことが大切です。

(1) 地域における特別支援教育に関するセンター的機能の充実

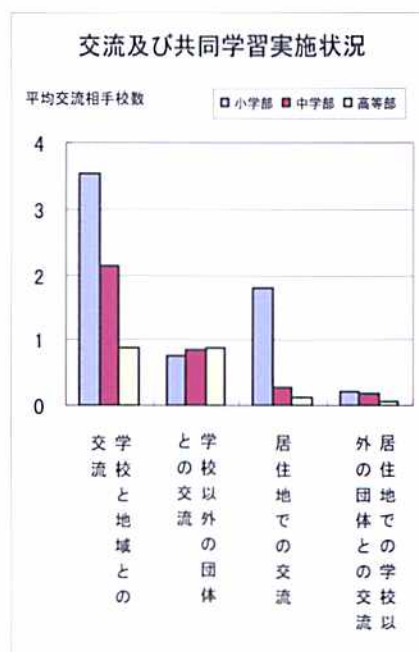
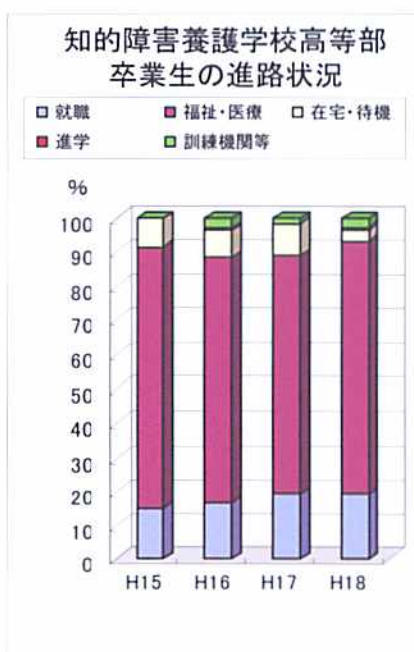
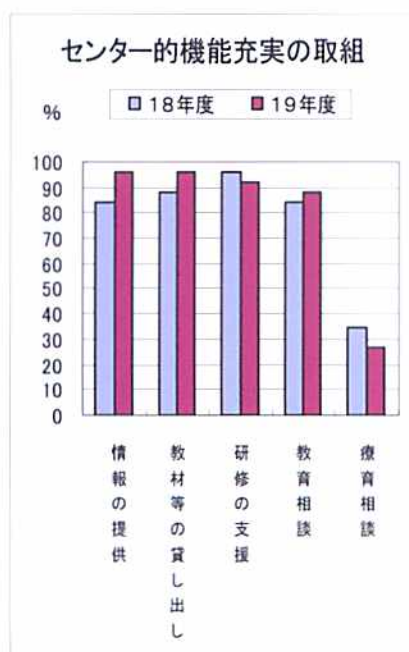
- ・ 医療・福祉・労働等の関係機関と連携し、乳幼児期からの教育相談を行うなど、相談機能を充実させ、地域における支援体制の整備を図る。
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修及び協力、特別支援教育に関する相談・情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導・支援など、センター的機能の充実を図る。
- ・ 教育活動の公開、ホームページ等により、地域への情報提供や理解・啓発活動を行う。

(2) 進路指導と就労支援の充実

- ・ 円滑に職業生活へ移行できるよう、「個別の移行支援計画」等を活用するとともに、家庭や関係機関との連携を密にした組織的な進路指導を行う。
- ・ 職業に関する専門教科・科目、作業学習や就業体験等の指導内容・方法を改善し、就労支援の充実を図る。

(3) 目的や方法・内容を明確にした交流及び共同学習の推進

- ・ 近隣の学校等の同世代の幼児児童生徒や地域の人々との交流及び共同学習の充実を図る。
- ・ 幼児児童生徒の居住地の人々及び学校や幼稚園等との連携を深め、交流及び共同学習を推進する。



「平成20年度 学校教育の重点」作成の趣旨

このリーフレットは、当県の特別支援学校における当面する教育上の重要課題を取り上げ、県教育委員会、市教育委員会、特別支援学校が共通の観点に立って課題解決に向けた取組を推進できるよう、取組の着眼点と、特に重点的に取り組んでいただきたい事項を示したものです。

市教育委員会、特別支援学校においては、重点事項について、地域や自校の実態に即して、教育活動の着実な実施と改善に活用していただくようお願いします。

ストップ・ザ・いじめ
～やめよういじめ 許さないじめ～
いじめ根絶県民運動実施中
